

盛中央団地の目的外使用許可に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大船渡市営住宅条例（平成9年大船渡市条例第1号）別表に掲げる盛中央団地の1号棟1階を民間事業者の事業の用に供する場合における目的外使用許可（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び大船渡市財務規則（平成11年大船渡市規則第17号。以下「規則」という。）第186条第1項に規定する使用の許可をいう。以下同じ。）の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 目的外使用の対象となる民間事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）Gー情報通信業のうち、「39ー情報サービス業」又は「40ーインターネット附随サービス業」を営んでいる者
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者
- (3) 大船渡市とITに係る教育、人材育成及び普及に関して連携、協力することができる者
- (4) 盛中央団地に居住する住民と良好な関係を構築することができる者

(使用許可の期間)

第3条 使用許可の期間は、1年を超えることができない。ただし、更新することを妨げない。

(目的外使用許可の基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合
- (2) 盛中央団地の管理上支障があると認められる場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第5号に規定する指定暴力団等又はその他の反社会的団体及びそれらの構成員の活動の用に供すると認められる場合
- (4) その他市長が不適當と認める場合

(使用許可の申請)

第5条 目的外使用許可を受けようとする民間事業者（以下「申請者」という。）は、盛中央団地目的外使用許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 日本標準産業分類に基づく主な業種を証する書類（会社案内、会社ホームページを印刷したものその他の主な業種を確認できるもの）
- (2) 国税及び地方税を滞納していないことを証する書類
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る関係書類を審査し、適当と認めるときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条（昭和30年法律第179号）の規定に基づく国土交通大臣の承認を得た上で、盛中央団地目的外使用許可書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（使用料）

第6条 使用料の額は、大船渡市行政財産使用料条例（昭和47年大船渡市条例第27号）第2条の規定により算出した額とする。

2 前項の使用料は、市が発行する納入通知書により、前納しなければならない。ただし、使用期間が3月を超える場合において市長が必要と認めるときは、当該使用期間内において分割して納付することができる。

（督促等）

第7条 使用者が、前条第1項の使用料を納期限までに納付しないときは、地方自治法第231条の3第1項及び大船渡市税外収入金督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（昭和30年大船渡市条例第22号）の規定により督促し、又は督促手数料及び延滞金を徴収するものとする。

（承諾等を要する事項）

第8条 使用者は、使用許可を受けた施設、設備等に対し次の各号のいずれかに該当する行為をしようとするときは、事前に市長の承諾を得なければならない。

(1) 使用許可を受けた目的以外に使用しようとするとき。

(2) 修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき。

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 使用者の住所又は氏名に変更があった場合

(2) 使用者が法人である場合は、解散、合併その他の変更する事項があったとき。

（調査等）

第9条 市長は、使用許可した施設、設備等の使用状況に照らして必要と認めるときは、その状況を実地に調査し、使用者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、使用者は、その調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（費用の負担）

第10条 使用者は、使用許可を受けた施設、設備等の使用に伴い必要となる電気料、燃料費、通信費、機器の購入及び設置等自らの事業の用に必要となる費用を負担しなければならない。

2 使用者は、使用許可を受けた施設、設備等に投じた改良のために自ら支出した有益費、修繕費等の必要経費及びその他費用を市長に請求することができない。

(損害賠償責任)

第11条 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により使用許可を受けた施設、設備等をき損したとき、又は第5条第2項の許可書に定める義務を履行しないため、大船渡市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、使用期間が満了したとき又は次条の規定により使用許可が取り消されたときは、自己の費用負担により市長が指定する期日までに、使用許可を受けた施設、設備等を原状に回復しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(使用許可の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 盛中央団地目的外使用許可申請書の内容に偽りがあったとき。
- (2) 使用者が、盛中央団地目的外使用許可書に付した条件に違反したとき。
- (3) 使用者が、正当な理由なく納期限までに使用料を納付しないとき。
- (4) 公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の使用許可の取消しを決定したときは、盛中央団地目的外使用許可取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 第1項の使用許可の取消しにより、使用者が損害を被ることがあっても、市長は賠償の責を負わない。

(事務の所管)

第14条 この要綱に定める事務は、都市整備部住宅管理課が所管する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月29日から施行する。

大船渡市長 様

申請者 住所（所在地）：
 氏名（名称及び代表者氏名）： 印
 （担当者の氏名及び連絡先： ）

盛中央団地目的外使用許可申請書

次のとおり盛中央団地の一部を使用したいので、大船渡市財務規則第186条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 使用許可を受けようとする盛中央団地財産の施設等

施設	号棟 階 号室
面積	53.0m ² /室× 室 = m ²
使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用料	月額 円/室× 月 × 室 = 円
備考	※分割納付を希望する場合は納付計画を記載

2 第2条第3号から第4号に掲げる条件に該当する意思の有無

大船渡市とITに係る教育、人材育成及び普及に関して連携、協力する意思	(有・無)
盛中央団地に居住する住民と良好な関係を構築する意思	(有・無)

3 添付書類

- (1) 日本標準産業分類に基づく業種を証する書類（会社案内、会社ホームページを印刷したものの等主な業種を確認することができるもの）
- (2) 国税及び地方税を滞納していないことを証する書類

4 誓約事項

私（当法人）は、市に対し盛中央団地目的外使用許可申請をするに当たり、私（当法人の役員等（役員、支店又は営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。））は、次のいずれにも該当しないこと、将来においても該当しないことを誓約します。

また、その確認のため、私（当法人の役員等）の個人情報について、市が警察当局へ情報提供することに同意します。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 暴力団又は暴力団員に対する資金等供給又は便宜供与している。
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある。

様

大船渡市長

印

盛中央団地目的外使用許可書

年 月 日付で申請のあった盛中央団地目的外使用許可申請については地方自治法第238条の4第7項及び大船渡市財務規則第186条第4項の規定に基づき、下記の条件を付して許可します。

記

（使用財産）

第1 使用を許可する財産は、次のとおりとする。

財産 盛中央団地 号棟 階 号室（附帯設備を含む。）

面積 $53.0\text{m}^2/\text{室} \times \text{室} = \text{m}^2$

（使用目的）

第2 使用者は、使用財産を次の目的により使用しなければならない。

目的

（許可期間）

第3 使用許可期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。

（使用料）

第4 使用料は、年額 円とし、市長が発行する納入通知書により指定期日までに納入しなければならない。

（使用者の負担）

第5 使用者は、使用財産の維持保存のため通常必要とする経費を負担するものとする。

2 使用者は、使用許可を受けた施設、設備等の使用に伴い必要となる電気料、燃料費、通信費、機器の購入及び設置等自らの事業の用に必要となる費用を負担しなければならない。

3 使用者は、使用財産に投じた改良のために自ら支出した有益費、修繕費等の必要経費及びその他費用を市長に請求することができない。

（使用上の制限）

第6 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって使用財産を維持保存しなければならない。

2 使用者は、使用財産について次の行為をしようとするときは、事前に市長の承諾を得なければならない。

(1) 使用許可を受けた目的以外に使用しようとするとき。

(2) 修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき。

3 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 使用者の住所又は氏名に変更があった場合

(2) 使用者が法人である場合は、解散、合併その他の変更する事項があったとき。

(調査等)

第7 市長は、使用許可した施設、設備等の使用状況に照らし必要と認めるときは、その状況を実地に調査し、使用者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができるものとする。この場合において、使用者は、その調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(損害賠償責任)

第8 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により、使用許可を受けた施設、設備等をき損したとき、又はこの許可書に定める義務を履行しないため、大船渡市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(原状回復義務)

第9 使用者は、使用期間が満了したとき又は第10の規定により使用許可が取り消されたときは、自己の費用負担により市長が指定する期日までに、使用許可を受けた施設、設備等を原状に回復しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(使用許可の取消し)

第10 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) 盛中央団地目的外使用許可申請書の内容に偽りがあったとき。

(2) 使用者が、この許可書に付した条件に違反したとき。

(3) 使用者が、正当な理由なく納付期限までに使用料を納付しないとき。

(4) 使用財産を、公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、盛中央団地の目的外使用許可に関する事務取扱要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定による使用許可の取消しにより、使用者が損害を被ることがあっても、市長はその賠償の責を負わない。

(許可期限の更新)

第11 使用者は、期間満了後も継続して使用許可を受けようとするときは、許可期間満了日の20日前までに、盛中央団地目的外使用許可申請を市長に提出しなければならない。

様

大船渡市長



盛中央団地目的外使用許可取消通知書

年 月 日付け大船渡市指令（記号番号）で盛中央団地目的外使用許可したことについて、地方自治法第238条の4第9項の規定に基づき、下記のとおり取り消します。

記

1 対象となる盛中央団地財産の施設等

施設	号棟 階 号室
面積	53.0m ² /室× 室 = m ²
使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで

2 取消理由

3 取消しに伴う手続

使用料	
原状復旧	
その他	

4 その他

(1) 賠償について

この処分により、様が損害を被ることがあっても、市長はその賠償の責任を負いません。

(2) 教示

ア この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、大船渡市長に対して審査請求をすることができるものとします。

イ この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、大船渡市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。